

維持管理に関する計画

排ガスの性状		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
ばいじん [g/Nm ³] (湿りガス O ₂ 12%換算前濃度) [g/Nm ³]		0.04	0.15 (0.10)	6月に1回以上
硫黄酸化物 [Nm ³ /h] (K 値) (湿りガス O ₂ 12%換算前濃度) [cm ³ /Nm ³]		1.08 (K 値 0.64)	13.8 (K 値 8.2) (609.9)	6月に1回以上
窒素酸化物 [cm ³ /Nm ³] (湿りガス O ₂ 12%換算前濃度) [cm ³ /Nm ³]		250	250 (168.1)	6月に1回以上
塩化水素 [mg/Nm ³] (湿りガス O ₂ 12%換算前濃度) [cm ³ /Nm ³]		291	295 (121.8)	6月に1回以上
ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm ³] (湿りガス O ₂ 12%換算前濃度) [ng-TEQ/Nm ³]		5	5 (3.4)	年1回以上
水銀 [μg/Nm ³] (湿りガス O ₂ 12%換算前濃度) [μg/Nm ³]		30	30 (20.2)	6月に1回以上
放流水の水質		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
水素イオン濃度 (pH)				
生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]				
化学学的酸素要求量 (COD) [mg/L]				
浮遊物質 (SS) [mg/L]				
その他*		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
その他 維持管理に 関する事項	施設整備・点検の頻度等	別添維持管理計画書のとおり		
	維持管理基準等への 対応状況	別記様式 5 0 - 1 - 3 のとおり		
	その他	別添維持管理計画書のとおり		

※ 騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

(日本工業規格 A 4)

硫黄酸化物排出量について

◆維持管理基準値の硫黄酸化物排出量の算出

$$Q=K \times 10^{-3} \times He^2$$

Q: 硫黄酸化物排出量(Nm³/h)

K: 地域ごとの定数(17.5 その他の地域)

He: 煙突の有効高さ(単位 m)

◆He:煙突の有効高さの算出

(1) 入口ガス条件

乾きガス量 Q4dry= 13,692 Nm³/h

湿りガス量 Q4wet= 22,625 Nm³/h

温度 t4= 177 °C

酸素濃度 O₂= 11.0 %

(2) 煙突径および高さ

排突径 φ 765 mm(内径)

$$V = \frac{22,625}{3,600} \times \frac{(273 + 177)}{273} \times 0.46$$

$$= 22.54 \text{ m/s (at } 177 \text{ °C)}$$

煙突高さ Ho= 30.0 m

(3) He:下式で求めた煙突の有効高さ(単位 m)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

Ho:排出口の実高さ

$$Ho = 30.0 \text{ m}$$

Hm:速度による上昇分

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + 2.58/V}$$

Ht:温度による上昇分

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.3 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

Q:温度15°Cにおける排出ガス量(m³/s)

$$Q = \frac{22,625}{3,600} \times \frac{288}{273} = 6.63 \text{ m}^3/\text{s (at } 288\text{K)}$$

$$V = 22.54 \text{ m/s (at } 177 \text{ °C)}$$

$$\sqrt{Q \cdot V} = \sqrt{6.63 \times 22.54} = 12.22$$

$$T = 177 + 273 = 450$$

$$Hm = \frac{0.795 \times 12.22}{1 + 2.58 / 22.54} = 8.72 \text{ m}$$

$$J = \frac{1}{12.22} \left(1,460 - 296 \times \frac{22.54}{162} \right) + 1 = 117.1 \text{ m}$$

$$Ht = 8.13 \text{ m}$$

$$He = 40.95 \text{ m}$$

◆維持管理基準値(法規制値)の硫黄酸化物排出量の算出

$$Q=K \times 10^{-3} \times He^2$$

K: 17.5 地域ごとの定数(17.5 その他の地域)

He: 40.95 (m) 煙突の有効高さ(単位 m)

$$Q = 17.5 \times 10^{-3} \times 40.95^2$$

$$= 29.3 \text{ Nm}^3/\text{h}$$

◆維持管理基準値(着地濃度上限値)の硫黄酸化物排出量の算出

着地濃度上限値 907 ppm(酸素濃度12%換算値)

1,008 ppm

排出量Q= 13.8 Nm³/h

$$Q=K \times 10^{-3} \times He^2$$

He: 40.95 (m) 煙突の有効高さ(単位 m)

K= 8.2

○ 維持管理基準^{*1}関係設備

設備（基準）	設備概要	関連図面等
性状の分析又は計算 (第12条の6第1号)	廃棄物受入れの際には、産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう排出事業者より事前に情報を得、その廃棄物の性状を把握します。廃棄物の処理に当たっては、事前に必ず書面による委託契約を行います。また、受け入れる際に取り扱い廃棄物以外の廃棄物が含まれていないかマニフェスト及び目視し、確認します。受け入れる際に必要な性状の分析の為に引火点試験器を設けます。廃棄物の計量はトラックスケールで行います。	Index10-7 維持管理計画書
投入 (第12条の6第2号)	産業廃棄物の投入量が処理能力を超えないように管理します。	Index10-8 維持管理計画書
異常時の措置 (第12条の6第3号)	廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じ、関係機関に連絡します。	Index10-9 維持管理計画書
定期点検及び検査 (第12条の6第4号)	1回/年の機能検査、数ヶ月毎の停止点検又、毎日の日常点検を実施します。その他必要な排ガス測定を実施します。	Index10-11 維持管理計画書
飛散及び流出並びに悪臭の発散防止 (第12条の6第5号)	廃棄物の飛散流出には十分注意し、毎日、日常点検を実施します。異常時には直ちに必要な処置を実施します。また産業廃棄物中の悪臭は高温燃焼により処理し発散を防止します。	Index10-9 維持管理計画書 Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート
清潔の保持 (第12条の6第6号)	施設内清掃を実施し、清潔を保持します。又適正量の保管を行う事とし、廃棄物の長期保管は行いません。	Index10-10 維持管理計画書
騒音及び振動の防止 (第12条の6第7号)	防音対策、防振対策を講じ生活環境を損なわない様にすると共に毎日の日常点検を実施し、異常時には緊急停止し、修理します。 防音対策 ・コンプレッサ（屋内設置） ・送風機（サイレンサ設置） 防振対策 ・コンプレッサ（屋内設置・強固な基礎に固定） ・送風機（強固な基礎に固定）	Index10-9 維持管理計画書

設備（基準）	設備概要	関連図面等
放流水 (第12条の6第8号)	施設からの排水は発生しません。	
点検等の記録 (第12条の6第8号)	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。	Index10-12 維持管理計画書
均一混合 (第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号イ)	常時ピット内で廃棄物を均一に混合し、燃焼室に投入します。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート
定量供給 (第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ロ)	<p>廃棄物は下記のとおり、性状に適した投入機により、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に投入します。</p> <p>固形物、容器入り廃棄物：ストーカ固形物投入機、 多目的処理室</p> <p>廃液：ポンプ圧送ノズル噴霧</p> <p>泥状物：汚泥投入機</p>	Index9-5 別記49-1 添付資料1
燃焼温度 (第12条の7第5項第1号)	炉内温度は自動制御にて800℃以上で温度管理します。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート
焼却灰の熱しゃく減量 (第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ニ)	燃焼室内の空気攪拌を十分に行い、燃焼効率を上げ熱灼減量が10%以下になる様にします。また、過負荷投入による不完全燃焼が生じないように、燃焼温度計による温度監視を行い、過剰投入を防止します。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート
運転開始時の措置 (第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ホ)	運転開始時は助燃装置を作動させ、炉温を速やかに上昇させます。その後、燃焼室の温度が十分に上がったことを燃焼温度計により確認し、廃棄物の投入を開始します。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート Index16-5 燃焼炉(燃焼炉+再燃焼部1)構造図
運転停止時の措置 (第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ヘ)	運転停止時は助燃装置を作動させ、廃棄物を燃焼し尽くした後停止させます。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート Index16-5 燃焼炉(燃焼炉+再燃焼部1)構造図

設備（基準）	設備概要	関連図面等
測定・記録（燃焼室） （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ト）	燃焼ガスの温度は指示及び記録計により連続的に記録します。	Index16-5 燃焼炉(燃焼炉+再燃焼部1)構造図 Index16-6 再燃焼室(再燃焼部2)構造図 Index16-26 温度計
集じん器入口温度 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号チ）	排ガス冷却設備を設置し、燃焼ガス温度 200℃以下に急冷します。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート Index16-7 減温塔構造図
測定・記録（集じん器前） （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号リ）	集じん器入口に温度センサを設置し、連続的に指示、記録します。	Index16-8 ろ過式集じん器構造図 Index16-26 温度計
ばいじん除去 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ヌ）	冷却設備排ガス処理設備にたい積したばいじんは定期的に除去します。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート
CO 濃度 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ル）	煙突部に CO, O ₂ 計を設置・監視するとともに煙突から排出される一酸化炭素の濃度が 100ppm 以下となるように焼却します。	Index16-9 煙突構造図 Index16-22 CO, O ₂ 計
CO 濃度測定・記録 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ワ）	CO, O ₂ 計、記録計を設置し連続的に測定し、記録します。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート Index16-22 CO, O ₂ 計
DXNs 濃度 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ヅ）	排ガス中のダイオキシン類濃度を定められた濃度（5ng-TEQ/Nm ³ ）以下になる様、適正な運転を行います。	
DXNs 濃度の測定・記録 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号カ）	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素）を6月に1回以上測定を実施し、記録します。	Index10-11 維持管理計画書
支障の防止 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号コ）	構造基準、維持管理基準に従い適切な運転管理を行います。排ガス処理施設等を設置し、排ガスによる生活環境影響保全上の支障が生じないように努めます。	Index10 維持管理計画書

設備（基準）	設備概要	関連図面等
飛散・流出防止（冷却水等） （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号タ）	排ガス冷却設備（減温塔）に噴霧する水は完全蒸発させ、水の飛散及び流出を防止します。また、水による洗浄は行いません。	Index15-171 排ガス冷却設備 設計計算
分離排出 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号レ）	ばいじんと焼却灰は分離して排出、貯留します。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート
ばいじん等の溶融 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ソ）	溶融は行いません。	
ばいじん等の焼成 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ツ）	焼成は行いません。	
ばいじん等の固化等 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号ネ）	ばいじんは薬剤（キレート剤）及び水を均一に混合する混練装置を設置し処理します。	Index13-2 廃棄物焼却施設 フローシート
火災発生防止 （第12条の7第5項柱書き ⇒第4条の5第1項第2号フ）	消防の指導の下、火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を設置します。 消火設備設置例 ・油タンク（屋外タンク貯蔵所） 第4種消火設備ABC粉末消火器2本 第5種消火設備ABC粉末消火器2本 その他の消火設備については所轄消防との協議により設置します。	Index16-19 付帯設備平面図
廃油流出防止※1 （第12条の7第5項第3号）	廃油はドラム缶等の容器に入った状態で保管し、容器の破損や廃油の流出がないことを日常点検により確認します。また、保管場所の床面等は廃棄物が浸透しないコンクリート材料で施工します。	Index8-12 【保管施設8】 容器入り廃棄物 保管庫 Index8-13 【保管施設9】 ドラム缶置場

※1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

※2 廃油の焼却施設 又は PCB 廃棄物の焼却施設 に適用

維持管理計画書

1. 産業廃棄物の受入管理

(1) 事前の確認

排出業者から産業廃棄物の処分依頼があった場合は、あらかじめ当該産業廃棄物の情報（種類、量、発生行程、性状、荷姿等）を入手し、必要に応じて有害物質等の分析データ等も確認した上で、受入可否を検討する。

(2) 委託契約の締結

(1)の事前確認において、受入に支障がないことを確認してから、委託契約を締結する。

(3) 受付作業

ア 受付時の確認

管理棟において受付をする際には、目視により運搬車両に積まれた産業廃棄物の確認し、manifestの内容との照合を行う。記載内容と異なる場合は受け入れを拒否し、全量を排出業者に返却する。

イ 計量

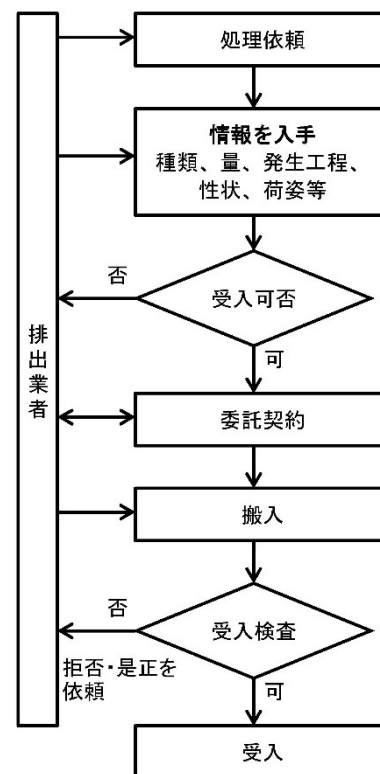
アの確認が終了した運搬車両について、トラックスケールで計量を行い、廃棄物の種類ごとに受入量を確認、記録する。

ウ 性状の検査

廃液等の場合、必要に応じ搬入された産業廃棄物の検査を行い、性状を分析する。分析の結果、受入が不可能な物質等が確認された場合は、受け入れを拒否し、全量を排出業者に返却する。

(4) 一時保管

受付作業を終えた廃棄物については、廃棄物の種類に応じ定められた保管場所で、処理基準を遵守して適切に保管する。



依頼から受入までのフロー

2. 焼却処理

(1) 焼却処理

ア 廃棄物の投入

処理する産業廃棄物は、各保管場所から定められた方法で運搬し、供給装置へ投入する。一部の廃棄物は保管せず、直接供給装置付近へ運搬し投入する。

保管施設 1：ごみヤード→重機→固形物投入機→燃焼炉

保管施設 2：汚泥ピット→重機→汚泥投入機→ロータリキルン→燃焼炉

保管施設 3：廃酸タンク→ポンプ送液→燃焼炉

保管施設 4：廃アルカリタンク→ポンプ送液→燃焼炉

保管施設 5：感染性廃棄物保管庫→重機→固形物投入機→燃焼炉

保管施設 8：容器入り廃棄物保管庫→重機→多目的処理室→燃焼炉

保管施設 9：ドラム缶置場→重機→多目的処理室→燃焼炉

イ 焼却処理

焼却処理は、管理室に各設備の計装装置を集約した操作盤を設け、正常稼働の維持を行う。設備の操作は現場に設ける各現場版により行う。なお、管理室には運転管理マニュアルを整備し、社員に対しその理解及び適切な運用について教育する。

ウ 焼却処理により発生した産業廃棄物の処理

焼却処理により発生した燃え殻、ばいじんについては、必要に応じてダイオキシン類や重金属類など含有量、溶出量の検査を行い、その性状を把握した上で、適切に処理可能な処理業者にその処理を委託する。

(2) 異状時の措置

処理中に異状が生じた場合は、ただちに廃棄物の搬入及び焼却処理を中止し、原因調査を行う。また、調査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道空知総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

3. 施設の整備・点検計画

施設の機能維持に影響を与える異状を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次の通り定める。

(1) 点検の種類

ア 日常点検

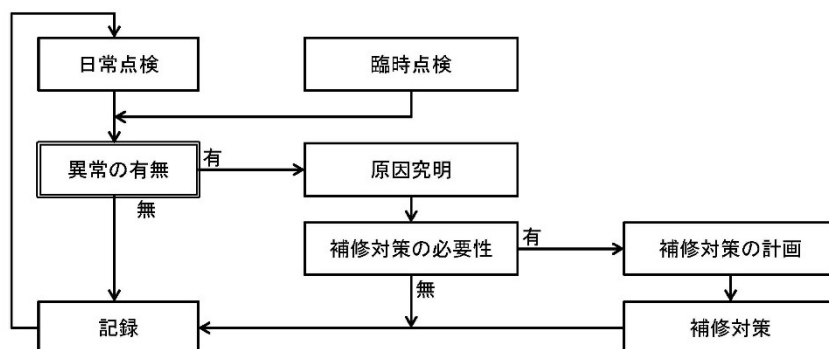
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

イ 臨時点検

地震時などの異常時に随時実施する点検。

(2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



(3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検内容は別添1点検チェックリストの通りとする。ただし、地震時などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目について、随時点検を実施する。

(4) 異状発見時の対応

(3)の点検により異状が発見された際は、原因究明を行う。調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事務的に法的手続きの有無等について北海道空知総合振興局と相談する。

(5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該施設の廃止までの間、保存する。

(6) 施設の整備

ア 焼却関連設備全般

年1回、メーカーによる定期検査を受検する。

イ 計量設備(トラックスケール)

2年毎に、計量法に基づく定期検査を受検する。

(7) 施設内の清掃

施設内清掃を実施し、清潔を保持する。特に受入保管施設においては適正な保管を行う為に日常点検を行い、廃棄物の飛散等が無いよう清掃に努める。

ア 屋内保管施設の日常点検

日常点検において屋内での廃棄物の保管状態、また飛散が無いことを確認し周辺の清掃に努める。

イ 屋外保管施設（タンク）の日常点検

日常点検において屋外保管タンク及びその防液堤の状態を確認し、周辺の清掃に努める。

4. モニタリング

施設の機能、周辺の環境に与える影響などを把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

(1) モニタリング内容等

当該焼却施設におけるモニタリング対象、項目、頻度は次のとおりとする。

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
排ガス	ダイオキシン類	煙突 (排ガス測定口)	1回/年	
	ばいじん		2回/年	
	硫黄酸化物		2回/年	
	窒素酸化物		2回/年	
	塩化水素		2回/年	
	水銀		2回/年	
	一酸化炭素		自動測定	
温度	燃焼ガス温度	燃焼室出口	自動測定	
		ろ過式集じん器前	自動測定	
悪臭	悪臭物質	敷地境界	必要に応じ	

(2) 異状時に講じる措置

排ガスの検査で異状（基準超過等）が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び焼却処理を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。また、調査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道空知総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

5. 情報管理

(1) 維持管理に関する記録の作成および閲覧

廃棄物の処理量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。なお、作成した記録は3年間、保存する。

ア 閲覧場所

空知興産株式会社 事務室

イ 閲覧時間

9時から17時まで（営業日のみ）

ウ 閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

エ 閲覧に供する記録及び備え置く期日

下記の表のとおりとする。

	閲覧に供する記録	据え置く期日
1	処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	燃焼室燃焼ガス温度・ろ過式集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定を行った位置	当該排ガス測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	燃焼室燃焼ガス温度・ろ過式集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定結果を得られた年月日	
	燃焼室燃焼ガス温度・ろ過式集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定結果	
3	冷却設備及び排ガス処理設備に堆せきしたばいじんの除去を行った年月日	当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
4	排ガス測定に係る排ガスを採取した位置	当該排ガス測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	排ガス測定に係る排ガスを採取した年月日	
	排ガス測定の結果の得られた年月日	
	排ガス測定の結果	

(2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記(1)の閲覧に供する記録及び当該焼却施設の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

ア 公表するホームページのアドレス

決定後公表

イ 公表期間

(ア) 維持管理の状況に関する情報

5-(1)エに定める据え置く期間から起算して3年を超過するまでの間

(イ) 維持管理に関する計画

許可後から当該焼却施設の廃止までの期間

点検チェックリスト(毎日)

年 月 日()

点検箇所	点検項目	内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
供給設備	汚泥投入機の点検	ケーシング変形・塗装剥れの目視点検、異常音、振動の有無を確認、油圧ユニットの作動状況確認																																	
	固形物投入機の点検	ケーシング変形・塗装剥れの目視点検、異常音、振動の有無を確認、油圧ユニットの作動状況確認																																	
	ポンプの点検、配管点検	吐出圧の確認、異常音、振動、液漏れの有無を確認																																	
	タンクの点検	割れ、液漏れの有無を確認																																	
	防油堤・防液堤の点検	コンクリートの割れ、集水柵の状態を確認																																	
	保管施設の点検	保管状態の目視点検																																	
燃焼設備	炉各部の目視点検	ケーシング変形・塗装剥れの目視点検																																	
	油圧配管・ホースの点検	配管繋ぎ部、ホース被覆の目視点検																																	
	燃焼炉の点検	燃焼状態の確認、異常音、振動の有無を確認、クリンカ付着状況の確認																																	
	再燃焼室の点検	ケーシング変形・塗装剥れの目視点検																																	
助燃設備	バーナの点検	異常音、振動の有無を確認																																	
	A重油ポンプ、配管の点検	吐出圧の確認、異常音、振動、液漏れの有無を確認																																	
排ガス冷却設備	減温塔の点検	未蒸発水の有無を確認																																	
	減温水ポンプの点検	吐出圧の確認、異常音、振動、液漏れの有無を確認、ストレーナの清掃																																	
排ガス処理設備	ろ過式集じん器	差圧の確認																																	
	ロータリバルブの点検	異常音、振動の有無を確認、バルブからの漏れ確認																																	

点検チェックリスト(毎日)

年 月 日()

点検箇所	点検項目	内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
計装	ITV装置の点検	カメラガラス点検																																
雑設備	空気圧縮機の点検	吐出圧、吐出温度の確認、異常音、振動の有無を確認																																
	冷却水タンクの点検	割れ、液漏れの有無を確認																																
	冷却水ポンプの点検	吐出圧の確認、、異常音、振動、液漏れの有無を確認																																

点検チェックリスト(毎週)

年 月分

点検箇所	点検項目	内容	1	2	3	4
燃焼設備	燃焼炉の点検	油圧シリンダの油漏洩点検				
排ガス 処理設備	ろ過式集じん器	払い落としパルスエアの圧力確認				
灰出装置	各コンベヤの点検	磨耗、腐食確認				
	薬液タンク	タンク残量確認				

点検チェックリスト(1ヶ月)

年分

点検箇所	点検項目	内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
供給設備	汚泥投入機の点検	軸受部、回転部、ピローブロックへの給油												
	固形物投入機の点検	ピローブロックの給油、清掃、扉の開閉点検、油圧ポンプ圧力の確認、漏洩確認、油圧ユニット点検												
	ポンプの点検、配管点検	ねじ部増し締め												
燃焼設備	燃焼炉の点検	耐火物、火格子の損傷、クリンカ付着状況の確認清掃												
	再燃焼室の点検	耐火物の損傷、クリンカ付着状況の確認、清掃												
助燃設備	バーナの点検	月次点検												
排ガス冷却設備	減温塔の点検	耐火物の損傷、清掃												
排ガス処理設備	ろ過式集じん器	各制御機器の清掃、ろ布破損確認												
	ろ過式集じん器下スクリュの点検	軸受部、回転部、ピローブロックへの給油												
排ガス処理設備	消石灰タンクの点検	レベル計の作動確認												
	消石灰切出装置の点検	軸受部、回転部への給油												
排ガス処理設備	活性炭タンクの点検	レベル計の作動確認												
	活性炭切出装置の点検	軸受部、回転部への給油												
	薬剤圧送ファンの確認	軸受部、回転部への給油、内部確認												

点検チェックリスト(1ヶ月)

年分

点検箇所	点検項目	内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
灰出装置	各コンベヤの点検	軸受部、回転部、ピローブロックへの給油												
	混練機	軸受部、回転部への給油												
	薬液ポンプ	ねじ部増し締め												
通風設備	各ファンの点検・給油	軸受部、回転部、ピローブロックへの給油												
計装	CO ₂ 計の点検	吸込確認、異常音、振動の有無を確認												
	ITV装置の点検	カメラガラス点検												
雑設備	空気圧縮機の点検	オイル交換												
	冷却水ポンプの点検	ねじ部増し締め												

点検チェックリスト(毎年)

年分

点検箇所	点検項目	内容	チェック欄
供給設備	汚泥投入機の点検	磨耗腐食確認	
	固形物投入機の点検	年次点検、油圧シリンダ年次点検、油圧ユニット年次点検	
排ガス冷却設備	減温水ポンプの点検	駆動部の給油	
排ガス処理設備	ろ過式集じん器	ろ布破損確認	
	バグ下スクリュの点検	磨耗腐食確認	
	消石灰タンクの点検	磨耗腐食確認	
	消石灰切出装置の点検	磨耗腐食確認	
	活性炭タンクの点検	磨耗腐食確認	
	活性炭切出装置の点検	磨耗腐食確認	
	薬剤圧送ファンの確認	磨耗腐食確認	
灰出装置	各コンベヤの点検	磨耗腐食確認	
通風設備	各ファンの点検・給油	芯出の再点検、Vベルト点検	
計装	CO, O ₂ 計の点検	メーカー点検	
雑設備	空気圧縮機の点検	メーカー点検	

オペレーター氏名 AM

PM

年 月 日 ()

日常運転維持管理記録

点検内容	9:00	13:00	17:00	21:00	1:00	5:00	確認項目 (9:00、21:00)				
炉内壁面温度							燃え殻BOX確認				
多目的処理室出口温度							ばいじんBOX確認				
再燃焼室出口温度							燃焼炉スクレパ水位				
減温出口温度							A重油タンク量確認				
炉内差圧							再生重油タンク量確認				
ろ布差圧							消石灰タンク量確認				
誘引送風機電流値							活性炭タンク量確認				
押込送風機電流値							薬液タンク量確認				
本体冷却水ポンプ電流値							終業時確認項目				
多目的処理室冷却水ポンプ電流値							冷却タイマ確認				
減温水ポンプ電流値							投入機周辺火気確認				
空気圧縮機 1 電流値							特記事項				
空気圧縮機 2 電流値											
減温水ポンプ吐出圧力											
本体冷却水ポンプ圧力											
減温水ポンプ圧力											
A重油ポンプ圧力											
再生重油ポンプ圧力											
薬剤噴霧装置ブロワ圧力											
ろ過式集じん器払落エア圧力											
消石灰インバータ数値											
CO濃度平均値											
O2濃度平均値											
燃料・薬品使用量		固形物投入量		泥状物投入量		液体処理量		医療系投入量		焼却炉運転時間	
A重油	L	投入回数	重量	投入回数	量	廃酸	m ³	20kg	個	着火時間	
再生重油	L	回	kg	回	kg	廃アルカリ	m ³	10kg	個	終了時間	
キレート剤	L							5kg	個		

参考

運転状況を確認しながら内容を変更する可能性があります。

※この記録は、3年間保存のこと。